

平成21年度第1回食品表示合同監視の結果について（概要）

食品の表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源であり、食品の安全性に対する消費者の信頼を確保するために、重要な役割を担っています。

このため、県では、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、8月及び12月を「食品表示適正化強化月間」と定め、食品表示に係る関係機関が合同で、食品表示の監視指導を実施しました。

なお、第1回目の監視結果は次のとおりですが、今後とも「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、計画的な監視指導に努めていきます。

1 調査概要

(1) 調査期間 平成21年8月中

(2) 関係機関

国：農林水産省関東農政局栃木農政事務所

県：各健康福祉センター、各農業振興事務所、くらし安全安心課

市：宇都宮市保健所

(3) 調査方法

別添「平成21年度食品表示合同監視実施要領」及び「食品表示合同監視実施マニュアル」のとおり

(4) 調査回数 9回

各地区（上都賀、芳賀、南那須、下都賀、那須、塩谷、安足、宇都宮、河内）ごとに1回（1日）実施

(5) 調査店舗数 26店舗

2 調査結果

調査した結果、偽装表示等の重大な違反はありませんでした。

なお、26店舗において、一部の商品に表示の記載漏れ等の不備がありましたので、改善指導を実施しました。

不適事項等については、改善確認のための調査を実施し、適正表示の徹底を図りました。

3 主な不適事項

<食品衛生法>

- ・ 期限表示の欠落又は誤記（14店舗）
- ・ 製造者氏名、製造所所在地の欠落又は誤記（8店舗）
- ・ 食品添加物表示の欠落又は誤記（7店舗）

< J A S 法 >

- ・ 原産地（原料原産地を含む）表示の欠落又は誤記（ 1 4 店舗）
- ・ 名称の欠落又は誤記（ 1 0 店舗）
- ・ 内容量の欠落又は誤記（ 5 店舗）

< 景品表示法 >

- ・ 合理的な根拠がない誇大表示（ 5 店舗）
- ・ 合理的な根拠がない他社製品より優良と示す表示（ 2 店舗）
- ・ 合理的な根拠がない効能効果表示（ 2 店舗）